

山梨県市町村総合事務組合等ウェブサイト関連機器の調達、借入及び保守業務委託に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 5 年 9 月 1 日

山梨県市町村総合事務組合 組合長 長 田 富 也



1 入札に付する事項

(1) 件名

山梨県市町村総合事務組合等ウェブサイト関連機器の調達、借入及び保守業務委託

(2) 履行場所

山梨県市町村総合事務組合（山梨県甲府市蓬沢一丁目 15 番 35 号）

(3) 履行期間

ア 機器の設置及び設定

令和 6 年 2 月 29 日（木）まで

イ 借入期間

令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで

ウ 運用保守業務

上記イと同じ

(4) 機器等の仕様書

山梨県市町村総合事務組合等ウェブサイト関連機器の調達、借入及び保守業務委託仕様書のとおり

2 入札参加資格

山梨県市町村総合事務組合入札参加資格者名簿（物品製造・役務提供等）において登録業種の「電子計算機類 パソコン・周辺機器」に登録されている者で、次に掲げる要件をいずれも満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団若しくは暴力団員若しくはこれに準ずる者が経営する企業又は実質的に経営を支配する企業でないこと。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に山梨県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）から山梨県市町村総合事務組合物品購入等契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置期間が含まれていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でな

いこと。

- (5) この公告に係る入札の日以前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出していない者であること。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、当該処分を受けた日から 2 年を経過している者であること。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税を完納している者であること。
- (7) 山梨県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (8) 国又は地方公共団体にウェブサイト関連機器の調達及び構築を行った実績を有している者であること。

3 仕様書及び入札説明書の交付等

(1) 日時

この公告の日から令和 5 年 9 月 15 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

山梨県市町村総合事務組合 電子自治体推進課

住所：山梨県甲府市蓬沢一丁目 15 番 35 号 山梨県自治会館 2 階

電話：055-235-3061

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 現場視察等

現場視察は、随時実施する。希望者は、希望する日時（この公告の日から令和 5 年 9 月 15 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に限る。）を事前に山梨県市町村総合事務組合電子自治体推進課まで連絡すること。なお、現地の都合により、希望する日時に実施できない場合がある。

4 入札参加申込みの受付

(1) 受付期間

この公告の日から令和 5 年 9 月 15 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 受付場所

上記 3（2）と同じ

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和 5 年 9 月 26 日（火） 午前 10 時

場所 山梨県自治会館 2 階 研修室 4（山梨県甲府市蓬沢一丁目 15 番 35 号）

(2) 郵送等による入札

不可とする。

(3) 入札の無効

上記 2 に定める入札参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

山梨県市町村総合事務組合財務規則（平成 22 年組合規則第 7 号）第 98 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限範囲内で、入札金額の最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(5) 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（次の①及び②を合算した金額）から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を入札書に記載すること。

① 機器の調達、設定及び当該機器の保守費用 5 年間分（令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで）を 60 か月のリースとして見積もった額

② 運用保守費用 5 年間分（令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで）として、月額に 60 か月分を乗じて得た額

6 契約手続

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

(3) 違約金

落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札者の決定を取り消すものとし、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額の違約金を徴収するものとする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の有無 無

(6) 前払金の有無 無

(7) 参加資格を満たさなくなった場合

落札者が契約締結の日までの間に、2 に掲げた参加資格のうち 1 つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、山梨県市町村総合事務組合は損害賠償の責めを負わないものとする。

(8) 長期継続契約等

この公告に係る入札の結果、落札者及びリース会社と締結する契約は、山梨県市町村総合事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 22 年組合条例第 5 号）に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。なお、契約を締結するリース会社は、落札者が指定するものとし、山梨県市町村総合事務組合入札参加資格者名簿（物品製造・役務提供等）において登録業種の「賃貸借 リース業」に登録されている者の中から指定するものとする。

また、契約は、落札者、リース会社、山梨県市町村総合事務組合、山梨県町村会及び全国町村職員生活協同組合山梨県支部の 5 者契約とするものとする。

7 その他

詳細は、入札説明書による。